

豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、高齢者クラブの活動に対する交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会貢献的活動等 地域を豊かにするための自主的な活動、地域を住みよくするための課題に取り組む活動、市の行政に協力する活動等をいう。
- (2) 高齢者クラブ 地域を基盤として、社会貢献的活動等を行うために組織された高齢者の団体をいう。

(交付金の交付目的)

第3条 この交付金は、高齢者クラブに所属する高齢者による自主的な社会貢献的活動等を助成することにより、当該活動を促進するとともに、地域の担い手となる高齢者を育成し、もって共働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は、単位ごとの高齢者クラブとする。

(交付対象活動)

第5条 交付金の交付対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、社会貢献的活動として高齢者クラブが行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の環境美化に関する活動
- (2) 防災、防犯及び交通安全に関する活動
- (3) 世代間交流、次世代への伝承等に関する活動
- (4) 友愛奉仕活動等の地域福祉に関する活動
- (5) 自治区等と協力して取り組む地域課題解決のための活動
- (6) 高齢者の生活を豊かにするスポーツ活動、学習活動等
- (7) 市の行政に協力する活動
- (8) その他市長が交付対象と認める活動

(交付金額)

第6条 交付金の額は、別表に掲げる項目別交付額の合計額とする。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付を受けることができる高齢者クラブは、次に掲げる条件を満たしたものでなければならない。

- (1) 規約を定めていること。
- (2) 会計処理が明らかにされていること。
- (3) 民主的な運営を行っていること。
- (4) 地域社会とつながりを持った活動を行っていること。
- (5) 自治区等の地域の組織と連携した活動を行っていること。

(交付の方法等)

第8条 交付金の交付を受けようとする高齢者クラブは、豊田市高齢者活動事務交付金(単位高齢者クラブ)申請書(状況報告書)(様式第1号)により、毎年度の4月30日までに、会員数その他の必要事項を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告に基づいて第6条の交付金の額を算出して交付の決定をし、豊田市高齢者活動事務交付金(単位高齢者クラブ)交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するとともに、概算払いによりこれを交付する。

(交付金の不交付)

第9条 市長は、交付金を交付した高齢者クラブが交付対象活動に取り組まない、又はその取組が十分でないと認めるときは、交付金の一部又は全部を交付しないことができる。

(実績報告)

第10条 交付金の交付を受けた高齢者クラブは、当該交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに、市長に交付対象活動及び決算の実績について、豊田市高齢者活動事務交付金(単位高齢者クラブ)実績報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の額を確定し、豊田市高齢者活動事務交付金(単位高齢者クラブ)確定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(交付決定の除外)

第12条 市長は、第8条第2項の規定にかかわらず、高齢者クラブが次のいずれかに該当する場合は、交付金を交付しないものとする。

- (1) 高齢者クラブの役員又は会員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が高齢者クラブの運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 高齢者クラブの役員又は会員が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 高齢者クラブの役員又は会員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 高齢者クラブの役員又は会員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

交付金の交付額

項 目	交 付 単 位 等	交 付 額
定 額 交 付 金	1 高 齢 者 ク ラ ブ 当 たり	3 4 , 0 0 0 円
会 員 数 割 交 付 金	高 齢 者 ク ラ ブ の 会 員 数 が 3 0 人 を 超 え る 場 合 、 5 人 ご と の 加 算 額	2 , 5 0 0 円
委 員 等 活 動 費	高 齢 者 交 通 安 全 ア ド バ イ ザ ー 及 び 友 愛 活 動 リ ー ダ ー 活 動 費 と し て 、 1 高 齢 者 ク ラ ブ 当 たり (た だ し 、 友 愛 活 動 リ ー ダ ー を 選 任 し て い な い 場 合 は 、 算 定 額 の 1 / 2 と す る 。)	1 4 , 0 0 0 円 + (6 0 円 × 会 員 数)
高 齢 者 憩 の 家 運 営 費	高 齢 者 憩 の 家 (豊 田 市 高 齢 者 憩 の 家 管 理 運 営 補 助 金 交 付 要 綱 (平 成 3 1 年 4 月 1 日 施 行) 第 1 2 条 第 3 項 の 基 準 を 満 た す も の に 限 る 。) を 開 設 し て い る 場 合 、 1 施 設 当 たり	週 3 回 以 上 開 所 1 0 4 , 0 0 0 円 週 2 回 開 所 6 5 , 0 0 0 円
新 規 設 立 支 援 費	1 年 間 以 上 高 齢 者 ク ラ ブ が な い 地 域 に お い て 、 新 規 設 立 し た 場 合 の 加 算 額 (た だ し 、 同 一 地 域 の 加 算 は 1 度 に 限 る)	3 0 , 0 0 0 円

注意 交付額の算定に用いる高齢者クラブの会員数は、当該高齢者クラブから報告された毎年度4月1日現在の会員数とする。

豊田市長 様

（申請者） ※枠内におさまるようにご記入ください。

高齢者クラブ名	
フリガナ	
会 長 名	
住 所	(〒 -)
	(町字番地) 豊田市
	(アパート名等)
電話番号	()

豊田市高齢者活動事務交付金（単位高齢者クラブ）申請書（状況報告書）

高齢者活動事務交付金の交付を受けたいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条及び豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、
年 月 日現在の高齢者クラブの状況を報告し、これを基に算出される交付金を申請します。

会 員 数 (年 4 月 1 日現在)

	男性	女性	合計
59歳以下	人	人	人
60～64歳	人	人	人
65～69歳	人	人	人
70～74歳	人	人	人
75～79歳	人	人	人
80～84歳	人	人	人
85～89歳	人	人	人
90歳以上	人	人	人
合計	人	人	人

① 交通安全アドバイザー

フリガナ	
氏 名	
住 所	(〒 -) 豊田市
電話番号	()

② 友愛活動リーダー

選任の有無	あり ・ なし
-------	---------

③ 憩の家

設置の有無	あり ・ なし
開所回数 (※設置の場合記入)	週 3 回以上開所 ・ 週 2 回開所 (年 1 4 4 回以上) (年 9 6 回以上 1 4 4 回未満)
憩の家の名称 (※設置の場合記入)	憩の家

その他提出書類

- 1 年度事業計画書 (総会資料でも可)
- 2 年度予算書 (総会資料でも可)
- 3 団体会則 (総会資料でも可)
- 4 年度役員名簿 (総会資料でも可)
※氏名、役職名、住所及び生年月日の分かるもの
- 5 年度会員名簿 (総会資料でも可)
- 6 請求書
- 7 高齢者憩の家設置届出書
※新たに設置・変更・廃止した場合に提出

名 称
代表者名

様

豊田市高齢者活動事務交付金（単位高齢者クラブ）交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度豊田市高齢者活動事務交付金について、豊田市補助金等交付規則第5条及び豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊田市長



記

- 1 交付金の額 金 _____ 円
- 2 この交付金の対象となる活動
社会貢献的活動として高齢者クラブが行う活動で、次に掲げるものとする。
 - (1) 地域の環境美化に関する活動
 - (2) 防災、防犯及び交通安全に関する活動
 - (3) 世代間交流、次世代への伝承等に関する活動
 - (4) 友愛奉仕活動等の地域福祉に関する活動
 - (5) 自治区等と協力して取り組む地域課題解決のための活動
 - (6) 高齢者の生活を豊かにするスポーツ活動、学習活動等
 - (7) 市の行政に協力する活動
 - (8) その他市長が交付対象と認める活動
- 3 交付金交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 規約を定めていること。
 - (2) 会計処理が明らかにされていること。
 - (3) 民主的な運営を行っていること。
 - (4) 地域社会とつながりを持った活動を行っていること。
 - (5) 自治区等の地域の組織と連携した活動を行っていること。

豊田市長 様

（報告者）※枠内におさまるようにご記入ください。

高齢者クラブ名	
フリガナ	
年度会長名	
住 所	(〒 -)
	(町字番地)
	(アパート名等)
電話番号	()

豊田市高齢者活動事務交付金（単位高齢者クラブ）実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定のありました、豊田市高齢者活動事務交付金に係る高齢者クラブの活動を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第10条及び豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

① 交通安全アドバイザー

【主な活動内容】

② 友愛活動リーダー

選任の有無	あり ・ なし
【主な活動内容】	

③ 憩の家

設置の有無	あり ・ なし
開所回数 (※ 年度申請時の内容)	週 3 回以上開所 ・ 週 2 回開所 (年 1 4 4 回以上) (年 9 6 回以上 1 4 4 回未満)
【主な活動内容】	

憩の家活動実績

月	延べ開所回数 (回)	延べ参加人数 (人)	備 考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
合 計			

名称

代表者名 様

豊田市高齢者活動事務交付金（単位高齢者クラブ）確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度豊田市高齢者活動事務交付金については、下記のとおり交付金額を確定しましたので、豊田市補助金等交付規則第11条及び豊田市高齢者活動事務交付金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



記

- 1 交付金名 年度豊田市高齢者活動事務交付金
- 2 交付金確定額 金 円